

大万博整調第 2 号
令和 4 年 8 月 4 日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
事務総長 石毛 博行 様

大阪市長 松井 一郎



2022 年 7 月 15 日付けの産経新聞の報道に対する大阪市の見解について (回答)

令和 4 年 7 月 28 日付け日博協第 1127 号で意見照会のありました標題について、別添資料のとおり回答します。

担当：大阪府・大阪市 万博推進局
整備調整部整備調整課

小林・樋口

(電話) 06-6690-7742

〔協会からの照会〕

- ・2022年7月15日付けの産経新聞により、「万博会場に汚染土処理場」との記事が報道されたが、万博会場への安全性や環境、景観等の影響について、大阪市としてどのように考えているのか。見解について、ご教示くださいますようお願いいたします。

〔本市回答〕

- ・夢洲では、昭和62年から「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」等に基づき浚渫土や建設残土を受け入れてきました。平成14年の土壤汚染対策法の制定により、土地の土壤汚染に関する基準が定められ、大阪港湾局による「北港テクノポート線建設事業事後調査計画書」に沿って実施した土壤調査において、自然界に遍在するひ素・ふっ素・鉛について、土壤汚染対策法上の基準超過が確認されたものです。
- ・今回、万博会場予定地の南東部12haに搬入する土砂は上記の夢洲での受入土砂の一部であり、土壤汚染対策法はじめ関係法令に従い、夢洲島内の埋立造成に活用するものです。
- ・南東部12haの土砂受入区域については、飛散防止措置等を適正に実施していく予定であり、健康被害の恐れがないことから、万博開催時には、安心してご来場いただけたらと考えています。
- ・今回報道された土砂受入区域については、水上イベントなどに影響がないよう、貴協会との協議の結果、定めたものであり、景観への配慮についても引き続き、貴協会と協議していきたいと考えています。

